

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じ、次のとおり公告する。

平成27年9月7日

有限会社アグリードなるせ 代表取締役 安部 俊郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度 みやぎの農業地域活性化拠点整備モデル事業
農産物集荷冷蔵保管施設 建築工事
- (2) 工事場所 東松島市野蒜字神吉 186 番地ほか1筆
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成28年3月25日
- (4) 工事内容 別紙仕様書及び図面のとおり
- (5) 支払方法 契約時に話し合いにより決める。
- (6) 予定価格 49,350,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札参加資格

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす企業とし、共同企業体を除くものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者
 - ①「建築工事業」に係る建設業許可を受けている者。
 - ②建設業法第27条の23第1項に規定する建築工事に関わる最新の経営事項審査の総合評価値の数値が800点以上である者。
 - ③建築工事を施工した実績持つ、主任技術者又は監理技術者を配置できる者。
- (4) 平成22年度から平成26年度の間、国又は地方公共団体発注の建築工事を元請けとして5,000万円以上(税込)の工事を受注した実績(共同企業体の代表者としての受注を含む。)があること。
- (5) 官公庁の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 東松島市契約に関する暴力団排除要綱の別表1に該当していないこと。

3 契約条項等

東松島市建設工事執行規則（平成17年東松島市規則第90号）、東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）、東松島市建設工事指名競争等入札参加者資格基準（平成17年東松島市訓令甲第208号）及び東松島市競争契約入札心得（平成17年東松島市訓令甲第173号）については、東松島市役所本庁舎1階設計図書等閲覧場所において閲覧できる。

4 入札参加の申し込み

(1) 提出書類 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を1部提出し、入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

①一般競争入札参加申請書

②上記①に記された工事实績調書等の関係書類

③申請者の所在地及び名称を記載し82円切手を貼付けした返信用封筒1枚

(2) 提出場所 東松島市野蒜字神吉5番地1 有限会社 アグリードなるせ 事務所

(3) 提出期限と時間 平成27年9月7日から平成27年9月14日午前10時まで

上記提出先に申請書類を持参すること。(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。)

5 参加資格の承認及び確認

入札参加資格についての承認、不承認は平成27年9月14日までに通知(発送)する。

入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることができる。

6 設計図書等の閲覧

対象工事に係る仕様書、図面等を閲覧に供する。

(1) 閲覧期間及び時間 平成27年9月7日 午前9時30分から

平成27年9月30日 午後4時30分まで

(2) 閲覧の場所 東松島市野蒜字神吉5番地1 有限会社 アグリードなるせ事務所

(3) 設計図書等に質疑がある場合は、有限会社アグリードなるせ事務所に備え付けてある質疑応答書に記入し、質疑受付箱に投函すること。(電話による問い合わせは行わない。)

なお、質疑書に対する回答書は事務所前掲示板で閲覧に供する。

① 質疑の受付期間 平成27年9月17日(木) 午前11時30分まで

② 回答書の閲覧期間 設計図書等の閲覧期間と同じ(回答については随時行う)

(4) 設計図書等の複写場所 貸し出し 希望の方は事務所に申出ください。

(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分まで)

7 入札執行の日時及び場所

日 時 平成27年10月1日 午前9時30分

場 所 有限会社 アグリードなるせ事務所

8 入札保証金

入札保証金は免除する。

9 最低制限価格

本公告の工事については、最低制限価格を設定しない。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

入札参加資格のある旨、確認された者であっても、確認の後入札時点において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札

入札者名及び入札者印（代理人入札の場合の代理人名及び代理人印）の無いもの、金額訂正をした入札書

提出された工事内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しないもの。

11 入札方法等

- (1) 予定価格については、東松島市建設工事執行規則（平成17年東松島市規則第90号）に準じ設定する。
- (2) 入札書及び委任状はA4サイズとし、宮城県の書式に準ずる。
- (3) 各人の入札のうち予定価格以下の範囲で最低の価格の入札をした者を落札者とする。
- (4) 入札の回数は、1回を限度とする。
- (5) 郵送及び電報並びにファクシミリによる入札は認めない。
- (6) 入札会場においては、厳正かつ静粛に行うものとし、入札者以外の者が入場する場合は、執行者に許可を得るものとする。
- (7) 入札に参加する際には、特記仕様書・図面等を忘れずに返却すること。ただし、購入図書の提出は不要とする。質問回答書は質問が無い場合には入札日に提出すること。
- (8) 代理人をもって入札をする場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (9) 落札者の決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 落札決定した事業者は消費税法に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを、契約書作成前に届け出ること。
- (11) その他入札及び契約については、すべて東松島市建設工事執行規則及び東松島市競争入札心得によること。

12 入札の中止

入札の執行は、執行者の都合により、入札（開札）日時を延期し、又は取りやめることがある。

この場合、入札参加者は意義を申し立てることはできない。

13 工事費内訳書の提出について

- (1) 設計図書（いわゆる金抜き設計書）をもとに積算を行った工事費内訳書を入札日に提出すること。
- (2) 提出する工事費内訳書の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く）は入札額と一致すること。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加できないものとする。
- (4) 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事名、商号又は名称を明記すること。
- (5) 提出を受けた工事費内訳書は、返却しない。

問合せ先

有限会社 アグリードなるせ (電話/FAX0225-88-3645)